

【ソフトバンクカードお申し込みにあたってのご注意】

●ソフトバンクカードの申し込みにあたり、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社、お客様がおまかせチャージサービスの申し込みを希望する場合には加えてワイジェイカード株式会社に対して、お申し込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な、お客様に関する所定の情報の申告を行っていただきます。また、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社およびワイジェイカード株式会社に対しては、本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行っていただきます。

●上記のお申込情報に加えて、各社は、ソフトバンクカード会員規約、T会員規約、おまかせチャージサービス利用規約に定める目的・内容でソフトバンクカードのご利用等に関する情報を収集し、各社所定の保護措置を講じたうえで保有・利用いたします。

●カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社によって収集される個人情報（氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、申告された他社発行のTカード番号、その更新情報およびその他T会員規約により定められた情報）の取扱いについては、T会員規約の第4条「個人情報について」をご参照ください。

ソフトバンクカード会員規約

【総則】

第1条（本規約）

本規約は、ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社（以下「当社」といいます）が、ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）と提携して発行するソフトバンクカード（以下「本カード」といいます）の利用条件および本カードの利用に関する当社と会員との間の一切の關係に適用されます。本規約およびカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下、「CCC」といいます）が定める「T会員規約」および株式会社Tポイント・ジャパン（以下「TPJ」といいます）が定める「ポイントサービス利用規約」に同意のうえお申込みください。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1)「会員」とは、本規約に同意のうえ本カードの利用を申し込み、当社が入会を承認した方をいいます。
- (2)「プリペイドカードサービス」とは、当社が提供する、会員があらかじめプリペイドバリューにチャージした金額の範囲内で、加盟店においてカード決済および他の会員にプリペイドバリューの譲渡を行うことができるサービスをいいます。
- (3)「プリペイドバリュー」とは、プリペイドカードサービスにおいて商品等代金のお支払に利用または、当社が認めた範囲で他の会員への譲渡が可能な前払式支払手段をいいます。
- (4)「資金移動サービス」とは、当社が提供する、会員があらかじめ現金バリューにチャージした金額の範囲内で、加盟店においてカード決済を行うことができ、また会員からの送金申込に基づき、以下のいずれかのうち当社が認めた受取方法により、受取人が現金または現金バリューを受け取

ることができるサービスをいいます。

イ)会員が指定する国内金融機関の口座に現金を入金する方法

ロ)他の会員に現金バリューとして送付する方法

ハ)ATM から現金による引出し

- (5)「現金バリュー」とは、資金移動サービスによる送金および加盟店においてカード決済を行うことができるものをいいます。
- (6)「Tポイントサービス」とは、CCC および TPJ が提供する T ポイントならびに T カードで受けられるサービスの総称をいいます。
- (7)「チャージ」とは、会員がカードに当社所定の方法により、プリペイドバリューまたは現金バリューに任意の金額を入金すること、およびその手続きをいいます。
- (8)「加盟店」とは、当社がカード決済を認めた店舗等をいいます。
- (9)「カード決済」とは、プリペイドバリューおよび現金バリューにチャージした金額内で、加盟店で商品等の購入代金の全部または一部を支払うことをいいます。
- (10)「商品等」とは、カード決済により購入の対象となる商品、サービスまたは権利をいいます。
- (11)「ATM」とは、本カードが利用できる当社所定の現金自動預払機をいいます。
- (12)「利用可能残高」とは、会員がプリペイドバリューまたは現金バリューにチャージした金額のうち、利用可能な状態にある金額をいいます。
- (13)「カード利用」とは、チャージ、カード決済、プリペイドバリューの移動、現金バリューの引出し、その他の本カードに関するサービス利用の総称をいいます。
- (14)「利用登録」とは、本カード利用のために必要な当社所定の利用登録手続きをいいます。
- (15)「暗証番号」とは、会員ご本人であることを認証するための特定の桁数の数字をいいます。
- (16)「有効期間」とは、プリペイドバリューの利用可能残高の範囲内でカード決済が利用できる期間をいいます。
- (17)「払戻し」とは、会員に対して、現金バリューまたはプリペイドバリューの利用可能残高の全部または一部を返戻することをいいます。
- (18)「残高移行」とは、当社が認めた場合に、特定のカードから別に発行した同一利用者名義のカードに、プリペイドバリューおよび現金バリューの利用可能残高を移管することをいいます。
- (19)「利用資格喪失」とは、当社が定める事由に該当したことにより、会員が本カードを利用する権利を喪失することをいいます。
- (20)「利用停止措置」とは、当社の判断によって、本カードの利用を一時的に制限すること、または利用資格を喪失させることをいいます。
- (21)「再発行」とは、本カードの紛失等により、本カードに印字された会員を識別するためのカード番号等を変更した新たなカードを発行することをいいます。
- (22)「再製発行」とは本カードの磁気不良等により、本カードに印字された会員を識別するためのカード番号等を変更しない新たなカードを発行することをいいます。
- (23)「会員サイト」とは、会員が各人ごとに設定された ID、パスワードによりアクセスし、カードのご利用状況などの各種情報を閲覧できる、当社の運営する会員専用の以下の Web サイトをいいます。

<https://card.my.softbank.jp>

(24)「ソフトバンク対象契約」とは、ソフトバンクが提供する通信サービスのうち、当社が指定する、本カードの申込資格として必要な通信サービスのご利用契約をいいます。

(25)「T 会員関連規約」とは、T 会員規約、ポイントサービス利用規約、その他 CCC または TPJ が定める T ポイントサービスに関する規約をいいます。

第3条（申込・発行）

1. 本カードは、ソフトバンク対象契約をご契約中のお客様のみ、お申込みいただけます。

2. 会員は、本規約に基づいて本カードの会員となると同時に、T 会員関連規約に同意のうえ、CCC の「T 会員」となるものとします。

・「T 会員規約」は以下の Web サイトでご確認ください。

<http://www.ccc.co.jp/member/>

・「ポイントサービス利用規約」は以下の Web サイトでご確認ください。

http://www.ccc.co.jp/member/agreement_point/

3. 本カードの申込みにあたっては、当社および CCC に、それぞれソフトバンク店頭で申込みに必要な氏名、連絡先その他の各社の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告を行うものとします。また、当社に対して本人確認書類または取引時確認書類として各社が定めた証明書もしくは書類の提出を行うものとします。

4. 当社は、当社および CCC が定める基準を満たしたお客様に対して、当社所定の手続きを経たうえで、カード番号、有効期間その他当社が定める識別番号等を表記した本カードを発行いたします。

5. 未成年のお客様が申込みを行う場合には、親権者の同意を得たうえで申込みを行うものとします。

第4条（本カードの機能）

1. 会員は、本規約およびT会員関連規約に従い、プリペイドカードサービス、資金移動サービスおよびTポイントサービスを利用することができます。

2. 会員がソフトバンク対象契約を解約した場合、本カード会員が利用できる機能・サービスの一部が制限される場合があります。

第5条（手数料）

1. 会員は、当社所定の方法によって通知する場合、次の手数料を支払うものとします。詳しくは、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/support/spec/>

(1)本カードの発行に係わる手数料

(2)チャージに係わる手数料

(3)金融機関口座振込および ATM 引出しに係わる手数料

(4)カード決済に係わる手数料

(5)前各号のほか、当社が定めた手数料

2. 前項の手数は、取引の際に、または手数料相当額のチャージがあった時点で、当該取引を行うプリペイドバリューまたは現金バリューの利用可能残高から控除する方法で支払いを行うものとします。

3. カード利用または本規約にもとづく費用・手数料に関して、公租公課（消費税等を含みます。以下同

じ。)が課される場合には、当該公租公課相当額は会員の負担とし、公租公課が増額される場合には当該増額部分についても会員の負担とします。

第6条 (カード利用前の手続き)

1. 会員は、本カードの受領後ただちに、本カード裏面の所定欄に会員の氏名と同一の署名を行うものとします。
2. 会員は、本カードの受領後ただちに、当社所定の利用登録を行うものとします。

第7条 (安全管理)

会員は、本カードを善良な管理者の注意をもって保管し、かつ暗証番号その他のカードに関する情報の秘密を守るために、合理的に可能な全ての措置を常に講じるものとします。

第8条 (暗証番号)

1. 当社は、会員自身の指定に基づき、または当社が指定する方法で暗証番号を発行し、管理します。
2. 会員は、暗証番号を記入したメモ等を本カードと一緒に保存するなど、暗証番号を第三者が容易に知り得る状態にしないものとします。
3. 会員が暗証番号を指定する場合は、生年月日、電話番号その他の会員本人に関係した番号など、第三者からの推測が容易な番号に設定しないものとします。
4. 当社は、暗証番号の変更または問合せについては、当該カードの会員本人から申し出があった場合のみ受付します。
5. 会員が暗証番号を第三者に知らせ、または知られたことから生じた損害は、会員の負担とします。ただし、会員の故意または過失によるものではないことを当社において確認した場合は、この限りではありません。
6. 不正な暗証番号が複数回入力された場合、当社は、一時的にカード利用を制限する場合があります。この場合、会員は、当社所定の手続きにより当該制限の解除を申し出るものとします。

第9条 (カードの貸与・譲渡の禁止)

1. 本カードの所有権は当社にあり、カードは当社から会員に対して貸与するものです。
2. 会員は、第三者に対して、本カードを貸与して利用させたり、本カードを譲渡したり、質入れその他の担保権を設定したりすることはできません。
3. 会員が前二項に違反し、第三者がカードを利用したことによって生じた結果について、当社は一切の責任を負いません。

第10条 (ご利用内容の通知)

1. 当社は、本カードのご利用内容について、会員からご申告いただいた電子メールアドレス（以下「本件アドレス」といいます。）宛に電子メールを送信する方法その他の当社が認めた方法により通知（以下「利用内容通知」といいます。）するものとします。
2. 会員から本件アドレスのご申告をいただいていない場合、または本件アドレスの消滅その他の事由により本件アドレスに利用内容通知が到達しない場合は、本カードの利用時に加盟店から発行されるレ

シートを利用者が受領した時点をもって利用内容通知がされたものとします。

3. 利用内容通知後 20 日間以内に会員から当社にお申し出がない場合、会員は当該利用内容を承認したものとみなします。

第 11 条（ご利用明細等の確認）

1. 本カードのご利用明細、利用可能残高等の情報は、会員サイトの閲覧またはその他の当社所定の方法で確認できます。
2. 本カードの利用履歴は、会員サイト等当社所定の方法で、一定の範囲において確認することができます。なお、会員は、当社が会員に対する利用履歴開示のために、会員の本カードの利用状況を加盟店に開示することがあることを予め了承するものとします。
3. 第 1 項の定めに係わらず、本カードの有効期限を経過した場合、または利用資格喪失の場合、当社所定の期間経過後は、本カードの利用可能残高および利用明細等は確認できなくなります。
4. 当社は、カード決済における利用または返金処理等による利用可能残高の減算・加算については、加盟店が当社に提供する情報に基づき行います。会員は、加盟店から当社に対する返金処理の情報提供の遅れにより、本カードへの返金処理による利用可能残高の加算が遅れることがあることおよび加盟店が当社に提供する情報の正確性が完全に保証されるものではないことを予め承諾するものとします。

第 12 条（超過利用時の措置）

1. 加盟店の環境、カード決済にかかる機器等の通信状況その他の事由により、カード決済時に利用可能残高を超えて加盟店に支払いができる場合があります。この場合、会員は、当社が加盟店へ超過利用分の立替払いをすること、および事後に当社が会員に対して超過利用分の支払いを請求することをあらかじめ承諾するものとします。
2. 前項の場合、会員は、当該超過利用分を、当社が指定する期日および方法により支払うものとします。

第 13 条（本カードの有効期間、新カードの発行）

1. 本カードの有効期間は、カードの発行日からカード券面に印字された期日（以下「券面印字日」といいます）までとし、券面印字日を過ぎた場合、カード利用はできません。
2. 紛失、破損、券面印字日超過その他により本カードを使用できなくなった場合（以下、使用できなくなったカードを「旧カード」といいます）、会員は当社が定める方法により、新しいカード（以下、「新カード」といいます）の発行を受けることができます。なお、新カード発行にあたっては当社所定の審査を行い、場合により新カードを発行しないことがあります。
3. 新カードが発行されたさいの旧カードの取り扱いは、次のとおりとします。
 - (1) 会員は、新カードの再発行処理がされた時点で、旧カードの券面印字日が未到来であっても旧カードでのカード利用できなくなります。
 - (2) 新カードが再製発行された場合は、旧カードが利用できる状態であればカード利用できます。

第 14 条（届出事項の変更）

1. 会員は、当社に届け出た事項に変更があった場合、すみやか当社所定の手続により変更を行うものとします。会員がこの手続を行わなかったために、当社からの送付物（電子メールを含みます。以下同

じ。)が会員に到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに当該送付物が到着したものとみなします。

2. 会員が届け出た宛先に当社が送付物を送付したにもかかわらず、天変地変、郵便事業者もしくは電気通信事業者の提供する役務の不具合、その他不可抗力等により、当該送付物が会員に到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに当該送付物が到着したものとみなします。

第 15 条（申し出による利用資格喪失）

会員は、カードの有効期間満了前であっても、当社所定の手続きにより当社に申し出ることによって、本カードの利用資格を喪失することができます。なお、利用資格喪失後は一切、カード利用はできません。

第 16 条（禁止行為）

会員は、本カードの申込みまたはカード利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社に虚偽の情報を申告すること
- (2) 本カードの複製、偽造、変造、印刷もしくは改ざん（第三者がこれらの行為を行うことに協力する場合も含みます。以下総称して「不正改ざん等」といいます。）を行うこと、または本カードが不正改ざん等を施されたものであることを知りながら、もしくはその疑いがあるにもかかわらず、カードを利用すること
- (3) 本カードに記載されている情報を第三者に開示もしくは公開、またはインターネット上にアップロードすること
- (4) 他の会員になりすますこと
- (5) 換金を目的としてカード決済をすること
- (6) 前各号のほか、各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をすること

第 17 条（利用停止措置）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、本カードの利用停止もしくは取扱停止または利用資格を喪失する措置（以下「本カードの利用停止等」といいます。）をとることができるものとします。

- (1) 本規約に違反した場合
- (2) 当社に虚偽の情報を登録もしくは申告した場合、または重要な情報について誤って登録もしくは申告した場合
- (3) 過去に本カードの利用停止もしくは取扱停止の措置を受けていること、またはその他不正行為を行っていたことが判明した場合
- (4) 当社に対して暴力的な行為、脅迫的な言動、法的な制限を超えた不当な要求をした場合、または当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する等の行為があった場合（第三者にこのような行為を行わせた場合も含む。）
- (5) 利用状況等に照らして、会員として不相当であると当社が判断した場合
- (6) 他の会員になりすますこと、詐欺等の犯罪行為を行っていることが判明した場合
- (7) 第 28 条第 2 項に基づく承諾を撤回した場合
- (8) 送金目的を偽って資金移動サービスを利用していたことが判明した場合

- (9) 外国為替関連法規で規制されている利用目的での利用し、または利用禁止国（地域）において利用したことが判明した場合
 - (10) 国連安保理決議または国連制裁委員会で資産凍結等の措置をされていることが判明した場合
 - (11) 犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引を行っていることが当社が判断した場合
 - (12) 官公庁からの情報または金融機関の信用情報等に基づき、会員として適当ではないと当社が判断した場合
 - (13) 各種法令への違反、犯罪行為その他公序良俗に反する行為をしていることが判明した場合
 - (14) その他前各号に準じる事由があった場合
2. 当社は、会員の前項各号への該当が疑われる場合、事実関係の確認のために、当該会員から本カードを回収することができるものとします。
 3. 本条による本カードの利用停止等により会員に生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。

第 18 条（盗難・紛失・不正利用時の対応）

1. 会員は、紛失もしくは盗難により本カードが手元にないことに気づいた場合、不正使用の可能性がある場合、または暗証番号その他の本カードに関する情報が第三者により取得されたことが疑われる場合には、ただちに当社まで連絡するものとします。この連絡がただちにされなかったことで会員に生じた損害については会員自身の負担とします。なお、会員から連絡がされた場合でも、紛失または盗難による場合は次項の規定を適用します。
2. 本カードの紛失、盗難もしくは第三者による不正使用により第三者に本カードを利用された場合、当該利用金額は、会員の負担とします。ただし、会員に故意または重大な過失がなく、本カードの偽造により第三者にカード利用をされた場合はこの限りではありません。
3. 当社が本カードの盗難、紛失もしくは第三者による不正使用の発生またはそのおそれがあると判断した場合、当社は、会員への事前の通知または催告なしに、当該カードについて利用停止措置を講じることができるものとします。
4. 当社は、会員に対し、会員の個人情報および本人確認資料の提出、および本カードの紛失、盗難または不正使用に関する状況について書面で詳細を確認するよう請求することがあります。この場合、会員は、当該請求に協力するものとします。
5. 会員が、盗難その他の事由により本カードを紛失した場合、または会員の責によらず、カードの偽造等による不正利用が発生した場合またはそのおそれがある場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを再発行し、旧カードから新カードに利用可能残高の移行ができるものとします。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの利用可能残高は消滅し、旧カードのカード利用はできなくなるものとします。

第 19 条（汚損等による再製発行）

カードの汚損、破損、磁気不良その他の事由により本カードの利用に支障を生じる場合であって、会員が当社に申し出のうえ当社所定の手続きを行い、当社が適当と認めるときは、当社は、会員に対して新カードを再製発行し、旧カードから新カードに利用可能残高を移行させます。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、会員は旧カードのカード利用はできません。なお、同一会員からの

複数回の申し出がなされる等、当社が適当と認めない場合、当社は、利用可能残高の移行を認めない場合があります。

第 20 条（カードの利用制限等）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に対して事前に通知することなくカード利用を一時的に制限する場合があります。

- (1)カード利用にかかる機器またはネットワークの保守、障害対応その他の技術上の理由によりカード利用を一時的に中断することが必要な場合
- (2)本カードのサービス変更または機能拡張を行う場合
- (3)その他、当社がカード利用を停止または中断する必要があると認める場合

【プリペイドカードサービス】

第 21 条（プリペイドカードサービス）

会員は、当社所定の手続きに従い、以下の方法によりプリペイドカードサービスをご利用いただけます。

- (1)プリペイドバリューによるカード決済
- (2)当社が認めた本人以外の他の会員へのプリペイドバリューの送付

第 22 条（プリペイドカードサービスの利用可能限度額）

1. 当社は、プリペイドカードサービスにおけるプリペイドバリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます。）を設定します。
 - (1)プリペイドバリューにチャージ可能な限度額は 100 万円です。
 - (2)1 日のプリペイドバリューにチャージ可能な限度額は 100 万円です。
 - (3)1 回のカード決済の限度額は 100 万円です。
 - (4)1 日のカード決済の限度額は 100 万円です。
 - (5)1 回の他の会員へのプリペイドバリューの送付の限度額は 1 万円です。
2. 前項の定めに関わらず、一部の加盟店において、当社が設定した限度額と異なる利用可能限度額が設定されている場合があります。この場合、会員は、加盟店が設定した利用可能限度額の範囲内で本カードを利用するものとします。
3. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 29 条第 1 項第 1 号に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/support/spec/>

第 23 条（プリペイドバリューのチャージ）

1. 会員は、当社が定める手段により、プリペイドバリューを繰り返しチャージすることができます。チャージ手段およびご利用にあたっての条件・ご注意事項については、会員サイトをご確認ください。なお、プリペイドバリューのチャージ後、原則チャージの取消しはできません。
2. 会員は、当社およびソフトバンクが認めた場合、当社およびソフトバンクが提供する「ソフトバンクまとめて支払い」を利用して、プリペイドバリューにチャージできます。「ソフトバンクまとめて支払

い」のご利用にあたっての条件・ご注意事項については、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/mobile/service/payment/>

3. プリペイドバリューへのチャージ額および利用可能残高に対して、利息は付与されません。

第 24 条（プリペイドバリューによるカード決済）

1. 会員は、加盟店で商品等の購入時に本カードを提示し、伝票等にカード裏面にあらかじめ記載した署名と同一の署名を行う方法、暗証番号を加盟店の機器に入力する方法、その他当社所定の方法による手続きを行うことにより、プリペイドバリューおよび現金バリューの利用可能残高の範囲内でカード決済ができます。なお、当社が認めた場合、署名の手続きを省略できる場合があります。
2. 当社または加盟店が指定した特定の商品等については、カード決済ができない場合があります。
3. 日本国外でのカード決済については、次の各号が適用されます。

(1)商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/support/spec/>

(2)当社は、当社が指定する国または特定の地域におけるカード決済を制限することができます。

第 25 条（プリペイドバリューの有効期限、払戻し）

1. プリペイドバリューの有効期限は、最後に利用可能残高が変動した日から 2 年間とし、当該期間を経過したプリペイドバリューは失効するものとします。
2. 新カードが発行された時点で旧カードにプリペイドバリューの利用可能残高がある場合、会員は旧カードの券面印字日から 2 年を経過するまでの間は、当該利用可能残高を新カードに移行することができます。この場合、当該残高移行後即時に旧カードの残高は消滅し、旧カードでのプリペイドバリューの利用はできなくなります。
3. 前項の定めに係わらず、新カードに移行することができるプリペイドバリューの利用可能残高は、新カードに設定されたチャージ可能限度額を上限とします。
4. 以下に定める場合に限り、会員はプリペイドバリューの払戻しを受けることができます。
 - (1)当社の都合により本カードを廃止した場合
 - (2)法令に基づき払戻し手続きが行われる場合
 - (3)その他当社が認めた場合

【資金移動（現金バリュー）サービス】

第 26 条（資金移動サービス）

1. 会員は、当社所定の手続きに従い、以下の方法により資金移動サービスをご利用いただけます。
 - (1)現金バリューによるカード決済
 - (2)国内金融機関口座への現金の振込（送金）
 - (3)当社が認めた本人以外の他の会員への現金バリューの送付
 - (4)国外 ATM での暗証番号入力による現金の引出し
2. 国外 ATM において引出しを行うことができる通貨の種類は ATM の所在国により異なります。なお、

外貨による引出しが行われる場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した額の現金バリューが減算されます。

3. 会員が本カードにチャージした金額を利用できるまで、最大 24 時間を要する場合があります。
4. 本カードの資金移動サービスは、銀行等が行う為替取引ではありません。
5. 本カードの現金バリューは、預金もしくは貯金または定期積金等（銀行法第 2 条 4 項に規定する定期積金等をいいます。）を受け入れるものではありません。また、現金バリューへのチャージ額および利用可能残高に対して、利息は付与されません。
6. 本カードの現金バリューは、預金保険法第 53 条または農水産業協同組合貯金保険法第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
7. 当社は、資金決済法第 43 条で定められた履行保証金を東京法務局に供託することにより、会員の現金バリューについて、資金決済法に基づく保全措置を講じております。会員の現金バリューは、資金決済法に基づく履行保証金制度によって保護され、万一の場合には、同法第 59 条の規定に基づき還付を受けることができます。

第 27 条（現金バリューのチャージ）

1. 会員は、当社が定める手段により、現金バリューを繰り返しチャージすることができます。チャージ手段およびご利用にあたっての条件・ご注意事項については、以下の Web サイトをご確認ください。なお、現金バリューのチャージ後、原則チャージの取消しはできません。

<http://www.softbank.jp/card/howto/charge/>

2. 会員が第 34 条に定める「おまかせチャージ」を利用して、ワイジェイカードから金銭の借入を受けて現金バリューへのチャージを行う場合、当社は、会員から委託を受けた代理人としてワイジェイカードから金銭の振込を受け代理受領し、当該金銭の受領時点から最大 24 時間内に、会員の現金バリューの利用可能残高を増加させます。なお、会員は、当該代理権の付与および金銭の借入申込後における当社への現金バリューのチャージ依頼について、取消し、撤回はできません。

第 28 条（受取証書の交付）

1. 当社は、会員から、現金バリューとしての送金準備金を受領したときは、会員の電子メールアドレス宛に、「資金移動業者に関する内閣府令」第 30 条第 1 項に規定する事項（以下「受取証書記載事項」といいます。）を記載した電子メールを送信します。
2. 会員は、「資金移動業者に関する内閣府令」第 30 条第 1 項に規定する受取証書記載事項を記載した書面（以下「受取証書」といいます。）の交付に代えて、前項のとおり受取証書記載事項を電磁的方法により受けることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社は、登録情報に登録された電子メールアドレスが携帯電話（スマートフォンおよび PHS を含む）である場合で、送信後 3 ヶ月以内に本登録会員が書面による受取証書の発行を請求した場合、当社は当社が定める方法により受取証書を発行します。
4. 会員は、第 2 項に基づく承諾を撤回することができます。ただし、当該承諾の撤回がなされた場合、当社は、事前に会員に通知することなく、当該会員に関し本カードの利用停止等を行うことができるものとします。

第 29 条（資金移動サービスの利用可能限度額）

1. 当社は、資金移動サービスにおける現金バリューに、次の各号の利用可能限度額（以下総称して「限度額」といいます。）を設定します。

(1)現金バリューにチャージ可能な限度額は 100 万円です。

(2)1 日の現金バリューにチャージ可能な限度額は 100 万円です。

(3)1 回の資金移動サービスの利用（カード決済、振込、送付および引出し等）に関する限度額および取引回数の上限は、会員サイトをご確認ください。

2. 第 1 項第 1 号の限度額は、第 22 条第 1 項第 1 号に定めるプリペイドバリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/support/spec/>

第 30 条（現金バリューによるカード決済）

1. 会員が第 24 条第 1 項に従いカード決済を行った場合、当社は、同条第 3 項に基づき当該会員のプリペイドバリューの利用可能残高から当該カード決済にかかる金額を減算し、これがカード決済にかかる金額の全額に満たないときに、当該会員の現金バリューの利用可能残高から不足するカード決済額を減算します。

2. 日本国外での現金バリューによるカード決済については、次の各号が適用されます。

(1)商品等購入代金が外国通貨建ての場合、当社および国際提携組織の定める方法により日本円に換算した金額に、当社所定の手数料を加算した金額で決済されます。詳しくは、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/support/spec/>

(2)当社は、当社が指定する国または特定の地域におけるカード決済を制限することができます。

第 31 条（資金移動の中止）

当社は、資金移動の実施が次の各号の一つに該当すると認めた場合、ただちに資金移動の手続きを中止できるものとします。この場合、当社は、当該資金の対象となった金員、手数料の返還を行わないものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。

(1)外国為替関連法規に違反するときまたは関係当局により外国為替取引が停止されるとき

(2)外国為替関連法令によって関係当局等の事前の承認、届出等を要する等、送金に際し当社にてその完了の確認を行うべき制限を課されたとき

(3)会員が第三者のためにその第三者に代わって送金の申込を行ったとき

(4)会員の送金申込の内容に虚偽の記載または真実ではないことが判明し、もしくは当社が送金手続きの中止が必要であると判断したとき

(5)送金が犯罪、その他公序良俗に反するものであることが判明したとき

第 32 条（資金移動の取消）

会員は、当社所定の手続きにより、資金移動を取り消すことができます。ただし、受取人が当該資金移動に係る金員を受け取っている場合、もしくは法令による制限または公的機関（外国の公的機関を含み、

以下同じとします。)の措置により制限されているとき等の特別な事情がある場合は、本項に定める資金移動の取消が行えない場合があります。

第 33 条 (現金バリューの払戻し、残高移行)

1. 本カードの有効期限にかかわらず、会員は、当社所定の手続きを行うことで、未使用の現金バリューの払戻し、または新カードへの残高移行を行うことができます。
2. 会員は、前項の手續にあたり、当社に対して所定の手数料を支払うものとします。
3. 当社から会員への現金バリューの払戻しの方法は、原則として「払戻し申請書」記載の金融機関口座に対する振込みとします。当社は、カード残高から払戻し手数料を控除した額を対象口座に振り込みます。また、会員が当社に対し、本カードに関連して債務を負担している場合、当社は、払戻額から当該債務額を控除することができるものとします。
4. 会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、有効期限の到来、利用資格喪失または本カードの利用停止等から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受けることができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。
 - (1) 第 13 条の規定に基づき有効期限が到来し新カードの発行が行われなかった場合
 - (2) 第 15 条の規定に基づき利用資格喪失をした場合
 - (3) 第 17 条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合

【おまかせチャージ】

第 34 条 (おまかせチャージ)

1. 本カードの利用申込みと同時または利用開始後に、ワイジェイカード株式会社 (以下「ワイジェイカード」といいます) が提供する、ワイジェイカードのクレジットサービスの利用またはワイジェイカードから金銭の借入を受けることにより、プリペイドバリューまたは現金バリューのチャージを可能とするサービス (以下、「おまかせチャージ」といいます。) の申込みを行うことができます。なお、おまかせチャージの提供にあたっては、ワイジェイカードの定める所定の審査があり、審査の結果、提供ができない場合があります。おまかせチャージの申込者は、本規約に加えて、ワイジェイカードが定めるおまかせチャージ規約 (個人情報の取り扱いに関する条項を含む全文) を同意いただく必要があります。
2. おまかせチャージの申込みにあたっては、ソフトバンクおよび当社を通じて、ワイジェイカードに対して、申込みに必要な氏名、連絡先その他の契約に必要な会員に関する所定の情報の申告ならびに本人確認書類としてワイジェイカードが定めた証明書もしくは書類の提出を行うものとします。
3. 一部の加盟店では、おまかせチャージをご利用可能な会員の方のみ、本カードをご利用いただけます。詳しくは、以下の Web サイトをご確認ください。

<http://www.softbank.jp/card/howto/shopping/notuse/>

【一般条項】

第 35 条（免責）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合に、会員に生じた不利益または損害については、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除きます。
 - (1) 本規約に基づくサービス提供の中断、停止、終了、利用不能または変更が行われたとき
 - (2) システムの故障、保守、更新、その他技術上の理由によりサービスの全部または一部を中断または停止が行われたとき
 - (3) 第三者の通信機器、回線、システム等の障害、金融機関もしくは加盟店等の障害（ATM の異常による引き出し不備や加盟店等でのカード利用の際に用いる各種端末の異常を含みます）、その他当社の合理的支配が及ばない事由が生じたとき
 - (4) 災害・事変・戦争、事故、法令による制限、政府（外国の政府を含みます。）または裁判所等の公的機関の措置、その他やむをえない事由が生じたとき
2. 当社の故意または重過失により、当社が賠償の責任を負う場合であっても、当社は、付随的損害、特別損害、間接損害、将来の損害および逸失利益にかかる損害について賠償する責任を負わないものとします。
3. 会員は、カード決済によって購入した商品等に生じた問題および受取人等の第三者との間における送金の原因関係により生じた問題については、当事者間で問題の解決をはかるものとし、当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失により会員に損害を与えた場合は除きます。

第 36 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを当社に対し確約するものとします。
 - (1) 暴力団の構成員（以下「暴力団員」といいます。）および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (2) 暴力団の準構成員（暴力団員以外で暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者をいいます。以下同じ。）
 - (3) 暴力団の関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）の従業員
 - (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等、企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - (5) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - (6) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用いまたは暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をい

ます。)

(7) 前各号の共生者

(8) その他前各号に準ずる者

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
3. 当社は、会員が前二項に定める事項に違反すると具体的に疑われる場合、会員に対して当該事項に関する調査を行い、または必要に応じて資料の提出を求めることができ、会員はこれに応じるものとします。
4. 当社は、会員が第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合、会員による本カードの発行申込みを拒否し、または、会員の本規約に基づくカード利用を制限することができるものとします。
5. 当社は、会員が第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、第1項もしくは第2項の規定に基づく確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または第3項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、カード利用を継続することが不適切であると当社が認めるときには、当社は、ただちに本カードの利用資格喪失の措置を講じることができるものとします。この場合、会員は当該措置以降一切のカード利用および払戻しができなくなります。
6. 前項により当社に損失、損害または費用が生じた場合、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定を適用したことにより会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害等について当社に請求しないものとします。

第37条（権利義務の譲渡等）

1. 会員は、本規約上の地位または本規約に基づく権利もしくは地位を、第三者に対して譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本カードに関する事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本規約上の地位、本規約に基づく権利および義務ならびに会員情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡できるものとします。会員は、かかる譲渡について本項においてあらかじめ同意したものとみなします。

第38条（本規約の変更等）

当社は、会員から届け出られた連絡先への通知（書面または電磁的方法によるものとします。）、当社ホームページ上の告知または当社所定の方法による告知を行うことにより、本規約の一部もしくは全部を変更または廃止することができるものとし、当該告知後に会員がカード利用した場合、もしくは当該告知から当社所定の期間を経過した場合は、変更後または廃止後の内容に同意いただいたものとみなします。

第 39 条（準拠法）

本規約の準拠法は日本法とします。

第 40 条（合意管轄裁判所）

本規約に基づく取引に関して、会員と当社との間に訴訟の必要が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

<問い合わせ>

本規約の内容および本カードに関するご質問、当社のサービス内容についての苦情等のお問い合わせは以下の通りとします。

〔サービス内容〕

ソフトバンクカード コールセンター

0570-882-015 左記がつかない場合、**03-6865-1127** (9:00～17:00/1 月 1 日除く)

〔苦情対応〕

ソフトバンクカード お客様相談窓口

06-6945-8482

大阪府中央区城見 1-2-27 クリスタルタワー 7 階

<苦情等対応>

当社は、資金決済法に基づき、本カードの資金移動サービスに関して第三者の介入による解決を希望される方に、以下の機関を紹介しております。

〔苦情対応〕

一般社団法人日本資金決済業協会 「お客様相談室」 **03-3556-6261**

(専用の Web サイト <http://www.s-kessai.jp>)

〔紛争解決〕

- ・ 東京弁護士会 **03-3581-0031**
- ・ 第一東京弁護士会 **03-3595-8588**
- ・ 第二東京弁護士会 **03-3581-2249**

ソフトバンクカードにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意条項

第1条(適用)

1. 本同意条項は、ソフトバンクカードの入会申込者および会員に関する個人情報の取扱いについて定めたものです。
2. 本同意条項は、ソフトバンクカード会員規約（以下、「会員規約」といいます）の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限り会員規約の定めによるものとします。

第2条(個人情報の収集・保有・利用)

1. 入会申込者および会員（解約後を含み、以下同じ。）は、当社が、保護措置を講じたうえで、本項(1)の利用目的で本項(2)の個人情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます。）を収集・保有・利用することに同意します。

(1)利用目的

- イ)本カードを含む当社との取引の提供可否判断および会員管理、当社が会員に提供するサービス（各種キャンペーンを含み、以下「付帯サービス」といいます）の提供のため
- ロ)本カード利用確認ならびに本カード利用状況に関する各種ご案内（カードご利用可能残高を超えてご利用いただいた金額のご請求を含みます）のため
- ハ)法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民票除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認等のため
- ニ)個々の対象会員等を特定することができない形式による対外統計資料としての利用
- ホ)特定電子メール配信同意（兼 金融商品勧誘の同意）を取得している会員に対する当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報を含んだお知らせの配信のため
- ヘ)当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報を含んだ宣伝物・印刷物の送付のため

(2)個人情報

イ)申込情報

氏名、年齢、性別、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、メールアドレスその他の、本カード申込時に届出された情報およびその変更情報（映像・音声の情報を含む）

ロ)本人確認情報

法令に基づき実施する本人確認時に確認した本人確認書類の保有状況、提示を受けた本人確認書類の種類、本人確認書類に記載された記号情報

ハ)カード契約情報

入会申込日、契約日（解約会員の場合は解約日を含む）、本カードの会員番号、カードご利用可能額、チャージ金額、ご利用可能金額に関する情報

ニ)提供サービス利用情報

本カード、付帯サービスおよび会員と本同意条項第3条第1項に定める提携企業（以下「提携企業」といいます）が会員に提供するサービス（以下「提携サービス」といい、付帯サービスと提

携サービスを総称して「提供サービス」といいます)の契約および利用状況、利用残高および月々の返済状況等取引に関する情報

ホ)インターネット、官報、電話帳および紳士録等の公開情報。

2. 入会申込者および会員は、当社が各取引に関する業務の一部または全部を、個人情報の適切な取り扱いに関する契約を取り交わした企業（以下「委託先企業」といいます）に委託する場合、当該委託先企業に対して、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで前項各号の個人情報を預託し、当該委託先企業が業務受託の目的に必要な範囲に限り利用することに同意します。

第3条（営業活動等の目的での個人情報の利用）

1. 入会申込者および会員は、本項(1)の提携企業が本項(2)の目的のために個人情報を利用する場合に、当社が認めた会員の個人情報（当該提携企業が同意に基づき直接取得した情報を除きます）を、保護措置を講じた上で提携企業に提供することに同意します。

(1)提携企業

- ・ソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます）
- ・カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）
- ・ワイジェイカード株式会社（以下「ワイジェイカード」といいます）

(2)利用目的

イ)提携企業が提供する本カードに係わるサービスおよびその他提携企業の事業に関するサービスの提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内ならびに関連する付帯サービス（各種キャンペーンを含む）・アフターサービスの提供

ロ)提携企業の事業（本カードに関する事業を含む）に関する市場調査、商品開発

ハ)個々の対象会員等を特定することができない形式による対外統計資料としての利用

ニ)前イハの利用目的における提携企業から第三者への提供

※提携企業の具体的な事業内容は、以下ホームページに常時掲載しております。

- ・ソフトバンクホームページ（<http://www.softbank.jp/mobile/>）
- ・CCC ホームページ（<http://www.ccc.co.jp/>）
- ・ワイジェイカードホームページ（<http://www.yjcard.jp/>）

(3)提供方法

イ)メール、電磁媒体等の電磁的方法

ロ)オンラインによる方法

ハ)書面による方法

ニ)上記イないしハのほか当社所定の方法

2. 提携企業は、入会申込者および会員の個人情報を適切に管理し、あらかじめ同意を得ることなく、前項第2号の定めを超えて第三者に提供しないものとします。ただし、次の場合は除きます。

イ)法令にもとづく場合

ロ)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

ハ)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

⇒国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務をすることに對して協力する必要がある場合であつて、お客様の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第4条（共同利用）

会員は、当社およびソフトバンクが、それぞれ会員に対する提供するサービスを運営するために、保護措置を講じたうえで、個人情報を以下の企業（以下「共同利用会社」という）と共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については上記の両社が共同で責任を負います。

(1)共同利用会社

- ・ソフトバンク株式会社
- ・ソフトバンク株式会社が直接間接に50%以上の資本関係を保有または実質的に支配している子会社（当社およびソフトバンクを除く）

(2)目的

- イ)会員からのお問い合わせへの対応、共同利用会社のサービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のお客様サポート
 - ロ)共同キャンペーン実施時等の課金計算・料金請求
 - ハ)マーケティング調査および分析
 - ニ)当社およびソフトバンクならびに共同利用会社の商品、サービスおよびキャンペーンのご案内等
 - ホ)情報通信業界の発展および顧客サービス向上に寄与する情報提供をお知らせする通知
- ※上記共同利用会社の社名および具体的な事業内容は、ソフトバンク株式会社ホームページ (<http://www.softbank.co.jp>) に掲載しております。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社および本同意条項第3条に記載する提携企業に対して、個人情報の保護に関する法律に従い、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1)当社に開示を求める場合には、末尾記載の相談窓口にご連絡してください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ）によってもお知らせしております。
 - (2)当社の提携先等に対して開示を求める場合には、提携先等に請求してください。
2. 万一、個人情報の内容が真実でないことが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条（本規約の不同意の場合）

当社は、会員が本カードの申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、本カードの発行をお断りすることや利用資格喪失の手続きをとる場合があります。

第7条（利用・提供中止の申出）

本同意条項第2条および第3条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合で

あっても、中止の申出があった場合はそれ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書送付や本規約改定のお知らせ等業務上必要な書類に同封またはメール送信される宣伝物・印刷物についてはこの限りではありません。

第8条（契約が不成立時および利用資格喪失後の個人情報の利用）

会員規約に関する契約が不成立の場合であっても、本申込をした事実は、本同意条項第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。会員の利用資格喪失後も、本同意条項に基づき、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条(条項の変更)

本同意条項は法令等の定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

以上

(2015年3月1日制定)

(2015年5月12日改定実施)

(2015年7月1日改定実施)

(2015年9月1日改定実施)

[相談窓口]

1. 商品等の問い合わせ、相談は、カードを利用された加盟店にご連絡ください。
2. 会員規約についての問い合わせ、相談および支払停止の抗弁に関する書面については、以下お客様相談窓口まで連絡ください。
3. 宣伝印刷物の送付等、営業案内の中止の申出、個人情報の開示・訂正・削除等に関する問い合わせについては、以下お問い合わせ窓口まで連絡ください。

お問い合わせ窓口

●当社

ソフトバンクカード お客様相談窓口

電話番号：06-6945-8482 受付時間：平日9:00～17:00

大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー7階

●CCC

Tカードサポートセンター

電話番号：0570-029294 受付時間：10:00～21:00（年中無休）

●ワイジェイカード

コンタクトセンター

電話番号：0570-015971 受付時間：平日 9：30～17：30

●ソフトバンク

個人情報お問い合わせ窓口

電話番号：0088-210-051 受付時間：午前 10 時～午後 5 時（土曜、日曜、祝日を除く）

ソフトバンクカード会員 WEB サイト同意条項

第1条(適用)

1. 本同意条項は、ソフトバンクカード会員専用 Web サイト（以下、「会員サイト」といいます）の利用について定めたものです。
2. 本同意条項は、ソフトバンクカード会員規約（以下、「会員規約」といいます）の一部を構成するものとし、本同意条項に記載する語句の定義は、特段の定めがない限りソフトバンクカード会員規約の定めによるものとします。

第2条(利用登録)

ソフトバンク株式会社の回線契約に基づき、マイソフトバンクの利用ができる会員については、マイソフトバンク ID/パスワードを使用して、会員サイトへログインできるものとします。

ただし、マイソフトバンクの利用ができない会員については、当社独自の ID/パスワード（マイソフトバンク ID/パスワードおよび当社独自の ID/パスワードを合わせ以下「ID 等」という）を登録し、会員サイトへログインできるものとします。

第3条(ID 等の管理)

1. 会員は、ID 等を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理を行うものとし、いかなる理由であっても ID 等を第三者に使用させてはならないものとします。
2. 会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより、当該カード会員に損害が生じた場合当社はその責任を負わないものとします。ただし、当社がカード会員に責がないと認めた場合を除きます。
3. 会員は、ID 等が第三者に使用されたことにより当社または他の第三者に損害を与えた場合、その損害につき賠償責任を負うものとします。

第4条(SMS/メールの送信)

1. ソフトバンクカードの申込時に、特定電子メール配信同意（兼 金融商品勧誘の同意）を取得している会員については、当社の判断により、会員が登録・変更した携帯メール(SMS)または電子メールアドレス等に対し、当社または第三者が提供する商品、サービス、キャンペーン、その他お得な情報のお知らせを含んだ SMS/メール（その他のメッセージサービスを含みます。以下同じ。）を送信することがあります。なお、特定電子メール配信同意（兼 金融商品勧誘の同意）を行った会員が配信停止を希望される場合は、会員ご自身で当社が別に定める方法に従い、当該配信を停止していただく必要があります。
2. 前項の定めに関わらず、サービス提供上必要な内容を含む SMS/メールについては全ての会員に送信できるものとします。
3. 会員サイトの利用および会員規約に基づく会員に対する通知は、当社に登録されている SMS/メールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。

第5条(一時停止、中止)

当社は、システムメンテナンス、天災・災害による装置の故障、その他当社が必要と判断した場合、予

告なく会員サイトを一時停止・中止する場合があります。会員サイトの一時停止または中止に起因して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負わないものとします。

以上

(2015年3月1日制定)

(2015年7月1日改定実施)

(2015年9月1日改定実施)

(2016年3月25日改定実施)